

飛翔会規約

(名 称)

第1条 本会は香川大学創造工学部後援会と称する。

2 本会の通称名は飛翔会（以下本会という。）とする。

(目 的)

第2条 本会は、家庭と創造工学部との連絡を密にするとともに、学生の教育研究、課外活動教育、就職活動、国際交流及び勉学奨励の支援を目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

一 正会員 創造工学部学生及び大学院創発科学研究科創発科学専攻（工学系領域）学生（以下「大学院生」という。）の保護者等

二 特別会員 創造工学部の教職員

(事務所)

第4条 本会の事務所は、香川大学創造工学部内（高松市林町 2217-20）に置く。

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

一 会 長 1人

二 副会長 正会員 各学年1人（会長に選出された学年を除く。）

三 理 事 正会員 各学年若干人
特別会員 若干人

四 監 事 2人

五 顧 問 若干人

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査する。

5 顧問は、本会の運営に関し助言する。

(役員に事故ある場合)

第7条 会長が欠けた場合は、新たに会長が選出されるまでの間、副会長が職務を代理する。

2 副会長が欠けた場合は、当該学年選出の理事のうち1人が副会長を兼務する。

3 理事又は幹事が欠けた場合は、原則として補充を行わない。

(役員の選出)

第8条 役員は、役員会の議を経て、総会において選任する。

2 会長は、副会長のうちから選任する。

3 幹事は、正会員のうちから選任する。

4 特別会員理事中1人は、学部長をもって充てる。

5 顧問は、会長経験者をもって充てる。

(任 期)

第9条 会長、副会長、正会員理事及び監事の任期は、その学生の在学期間とする。

2 特別会員理事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第10条 本会には総会及び役員会を置く。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回4月にこれを開く。

ただし、必要があるときは、随時これを開くことができる。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、会務の報告を受け、重要会務を審議する。
- 4 総会の議事は出席会員の過半数で決める。
(役員会)

第 12 条 役員会は、随時これを開く。

- 2 役員会は、総会閉会中総会に代わり、重要会務を審議する。
(会 計)

第 13 条 本会の経費は、会費及び寄附をもってこれに充てる。
(会 費)

第 14 条 正会員は、会費 5 万円を入学時に一括して納入するものとする。

ただし、編入学生及び大学院生（創造工学部からの進学者を除く。）にかかる会費は、2 万 5 千円とし、入学時に一括して納入するものとする。

(予算・決算)

第 15 条 予算及び決算は、役員会及び総会の承認を経なければならない。
(会計年度)

第 16 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
(規約改正)

第 17 条 本規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この規約は、平成 10 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 12 年 4 月 10 日から施行するものとし、第 13 条第 1 項の規定は、13 年度入学者から適用する。
- 2 第 1 学期の正会員役員については、第 5 条第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成 13 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 3 日から施行する。ただし、工学部に在籍する学生の保護者等は第 3 条第 1 号の正会員とみなす。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 3 日から施行する。ただし、大学院工学研究科に在籍する学生の保護者等は第 3 条第 1 号の正会員とみなす。